

出席停止の届け出について

この度、お子さまの病気につきましては、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止の取り扱いになります。病気が治り登校されるときには、切り取り線以下の証明書を受診された病院で記入していただき、学校に提出してください。証明書が提出されない場合は欠席となります。(インフルエンザの場合はこの用紙ではなく、「インフルエンザ罹患報告書」を提出してください。)

なお、該当する主な学校保健安全法の規定による出席停止期間は次のとおりです。

疾 病 名	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日経過するまで
百日咳	特有の咳が消える、または 5 日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻 疹 (はしか)	解熱した後、3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	腫れが出た後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風 疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
水 痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後、2 日を経過するまで
結 核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症 (マイコプラズマ感染症、流行性角結膜炎、感染性胃腸炎など)	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

* 医師の指示や症状により、休ませる期間に変更がある場合もあります。

* 医療機関により文書料 (証明書) の料金が異なります。

ご高診依頼書

主治医様

ご多忙中恐れ入りますが、ご高診の上、保健指導上の方針についてご教示いただきますようご依頼申し上げます。

— — — — — き り と り — — — — —

証 明 書

滋賀県立水口東中学校 _____ 年 組 氏名 _____

◎ 疾病名 _____

◎ 出席停止期間 平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 () までの 日間

上記のとおり証明します。 平成 年 月 日

医療機関名 _____

医師氏名 _____ ㊟